

令和 5 年度 事業計画

《基本事項》

今日の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の急速な進行、地域社会や家族形態の変容などにより大きく変化し、単身世帯の増加や社会的孤立など、地域での生活・福祉課題は複雑化・多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大によってもたらされた地域福祉活動の停滞もコロナ以前の状態を取り戻すには、従来以上の活力と時間が必要です。

国では、福祉制度を将来にわたって維持・充実していけるように、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、また人と地域のつながり、一人ひとりが役割や生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指しています。令和 2 年の社会福祉法の改正では、住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、包括的な支援体制を構築するために「重層的支援体制整備事業」がスタートしました。この事業では、相談支援・参加支援・地域づくり支援の一体的な展開を行うことで制度の縦割りを克服し、地域住民の皆さまを主体とした地域福祉を推進することが求められています。

福知山市社会福祉協議会は本年度、新たに策定した「第 4 次福知山市地域福祉活動計画（令和 5 年度～9 年度）」にもとづき、地域福祉の推進に向けた社会的背景や時代の要請、これまでの取組みの成果や課題を踏まえながら、誰もがお互いの人権や尊厳を大切にし、自分らしく暮らしていけるよう、住民やボランティア、福祉関係者、関係機関等とのつながりづくりを大切にし、「話し合いから未来を創る」ふくしのまちづくりに向けて取組みを進めます。また、本年度より新たに市より受託し市内 9 圏域に配備する予定の地域支援コーディネーターと地区担当職員とが密接に連携を図りながら、地域の皆さまに寄り添いながら、住民主体の地域福祉活動（地域づくり）をより一層支援できるよう努めてまいります。

また、引き続き職員が安心して働きやすい環境を整えるとともに、介護部門においては、「きょうと福祉人材育成認証事業所」として介護職員等の処遇改善や、安定した人材の確保・育成、信頼される事業運営に努めます。

《重点項目》

1 市民参加の推進

社協は、地域福祉の諸活動のプラットフォームとして、地区福祉推進協議会、ボランティア、サロンなどの活動を支援し、住民主体の「福祉のまちづくり」を推進します。より住みやすい地域づくりに向けて、住民一人ひとりが地域の支え手として主体的に地域福祉課題を解決していけるよう、地域の実情に応じた諸活動を、地域や各関係機関・団体と連携・協働して推進していきます。

2 生活支援・介護予防サービス基盤整備事業

市の委託を受け、地域支援コーディネーター（第 2 層コーディネーター）を市内 9

圏域の地域包括支援センターに配置し、社協地区担当職員とともに、担当圏域における地域福祉活動を支援します。また、生活支援コーディネーター（第1層コーディネーター）1名を社協に配置し、第2層コーディネーターとの情報共有や、地域支援にかかる活動や助言を行い、地域福祉推進に必要な市全体の社会資源の創出・開発、制度の仕組みの改善などにつなげます。

3 地区福祉推進協議会や地域福祉活動団体への活動支援

小学校区等を単位とした住民主体の福祉組織体である地区福祉推進協議会をはじめ、各地域で福祉の推進を目的に活動されている団体等の活動を支援します。地域ごとに地区担当職員と地域支援コーディネーターが連携を図りながら、これまで以上に積極的に地域に出向くことで、よりきめ細やかなつながりを持ち、地域づくり支援の強化を図ります。

4 ふれあいいきいきサロン活動の支援

高齢者や障害のある方、子育て中の親子等が気軽に集え、また、地域での支え合う関係づくりや見守りにつながる場として、サロン活動を支援します。運営の相談や活動費の支援、職員による出前講座等を行うとともに、各地区の活動の様子を情報誌やSNS等で紹介します。また、サロン活動の活性化に向けて、活動者同士の交流や情報交換の機会創出に努めます。

5 福祉学習の推進

子どもから大人、高齢者、障害のある方など、すべての世代や多様な立場の方が、交流や触れ合いを通じて福祉を学べる機会をつくり、誰もがお互いを認め合い、安心して地域で暮らしていける地域づくりを進めます。学校や福祉施設、ボランティア団体、地域等と連携し、世代や立場を問わず、幅広い分野で楽しみながら学んでいただける参加型のイベントの実施や、「福祉学習プログラム」の提案などを行います。

6 さえあいパートナー事業

高齢者世帯など支援を必要とする方が増加する中、専門資格や高度なスキルを必要としない「ちょっとした困りごと」を地域の住民同士で支え合う活動を支援します。「地域をよくしたい」という住民同士の「思い」や「力合わせ」の輪を広げていけるよう、社協が活動のコーディネートや地域主体での取組みの支援を行います。

7 ボランティアセンターの運営

ともに支え合い、交流し、心豊かに安心して暮らせる地域づくりに向けて、ボランティア活動の啓発や活動費の支援・ボランティアの養成に努めるとともに、相談体制を強化します。また、広く市民の方にボランティア活動を知っていただけるように、気軽に参加できる「場づくり」や、SNSなどを活用した効果的な情報発信を進めます。

8 災害ボランティアセンターの運営

常設型のセンターとして、平常時から災害ボランティアセンターの訓練・啓発、市民サポーターの養成に努めます。また、各地域に出向き、地域住民との協働による防災に関する学習や、気軽に参加できる防災に関する講座などの場づくりを行います。万一の災害時には、社協は、関係機関と連携しながら災害ボランティアと共に被災地住民への迅速で的確な復旧支援活動を行います。

9 安心生活見守りキーホルダー事業

高齢者や障害のある方、認知症等でご希望される方にキーホルダーをお渡しすることにより、外出先でのトラブル等の際にキーホルダーを目印として、個人の特定を容易にする仕組みで、緊急対応できる体制をとっています。警察や消防・医療機関とも連携し、地域での安心した暮らしの一助となるよう引き続き取り組みます。

10 権利擁護の推進

認知症や障害のために様々な生きづらさを抱える方のセーフティネットとなる社協として、社会から孤立することなく自立した生活を送れるよう、福祉サービス利用援助事業、法人後見の受任を行うとともに、親族後見人・市民後見人支援などの相談及び支援体制の充実に積極的に取り組みます。

11 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯の安定した生活に必要な資金の貸付等の相談支援等に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急の特例貸付（令和4年9月末で申請受付終了）について、今後は償還等に関する相談支援を行います。

12 あんしん・みらい事業の推進

急な入院時などに頼れる親族のない高齢者や障害のある方が、安心して日常生活が送れるよう、十分な判断能力があるうちに契約により支援方法を決め、必要時には社協が金銭管理や様々な手続きを行う事業です。住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な情報を集めた講座「おいじたくカレッジ」の開催や、みらいノート（エンディングノート）の啓発を行います。

13 在宅介護保険事業のより質の高いサービスの提供

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、質の高い介護サービスの提供に努めます。本所・各支所を拠点として、居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、障害福祉事業、認知症対応型通所介護事業を展開し、ご利用者の尊厳を守り笑顔と誠実で心のこもったサービスの提供に努めます。また、安定した介護サービスの提供のため、介護人材の確保・育成に努めるとともに、本年度より「ケアプランデータ連携システム」を導入することで、居宅介護事業所と介護サービス事業所の負担軽減を図ります。

14 法人経営の活性化と職員の資質向上、財政基盤の強化

地域福祉推進の中核的役割を担う組織として、ガバナンス（管理体制）・コンプライアンス（法令順守）の強化や事業運営の透明性の確保、財務規律の強化を図り、経営の健全化や戦略的な事業推進に努めます。人材マネジメント制度の導入やきょうと福祉人材育成認証制度の認定等を通じて、人材確保と職場定着、キャリアパス等による職員の育成を行うとともに、働き方改革による、夢と希望をもって働ける職場づくりに取り組めます。また、職員は、積極的に研修・講座に参加し、福祉専門職として豊かな地域福祉・在宅福祉を実現する専門的技術や幅広い知識・実践力の向上を図ります。

《具体的事業の展開》

事業ごとに年度目標を定めて効率的な事業の進捗管理に取り組めます。